

貸与期間以上就業して働くのをやめる人は

～ まず、医療政策課看護担当 に御連絡ください ～

修学資金の貸与を受けた期間以上働いて仕事をやめる人は、返還金の一部を免除することができます。

【手続方法】 「返還免除申請」と「返還」の2つの手続きを一緒にします。

①返還免除申請

前の職場の在籍証明

あなたの名前、生年月日、在職期間、証明年月日、医療機関長の印のあるものであれば様式は問いません。
※在職期間に、他種の養成施設への進学、疾病、負傷等やむを得ない理由（育児休業含む。）により業務に従事できなかった期間が含まれている場合は、必ずその期間を明記してください。

在籍証明書

徳島県
保健師
助産師
看護師
准看護師
修学資金返還免除申請書

住所 徳島市万代町1丁目1番地
氏名 徳島花子
昭和50年7月15日生

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第7条（第9条）の規定により、修学資金の返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 貸与を受けた総額 〇,〇〇〇,〇〇〇円
- 2 免除を受けようとする額 〇〇〇,〇〇〇円
- 3 免除を申請する理由
貸与期間以上の期間、返還免除施設において就業したため

年 月 日

申請者氏名 徳島花子 印

徳島県知事 殿

額がわからない時は
医療政策課へ問い合わせること

必ず印鑑を
押すこと

②返 還

返還明細書を提出

返還総額は、返還免除申請書の「貸与を受けた総額」から「免除を受けようとする額」を引いた金額を書くこと。

裁量免除にかかる時期とは

修学資金の貸与を受けていた期間以上働けば、次表のように減額ができます。

貸与期間	就業期間	返 還 免 除 額
1 年	1年未満	0 円
	1 年	$1/5 \times$ 残りの返還債務の額
	2 年	$2/5 \times$ 残りの返還債務の額
	3 年	$3/5 \times$ 残りの返還債務の額
	4 年	$4/5 \times$ 残りの返還債務の額
	5 年	残りの返還債務の全額
2 年	2年未満	0 円
	2 年	$2/5 \times$ 残りの返還債務の額
	3 年	$3/5 \times$ 残りの返還債務の額
	4 年	$4/5 \times$ 残りの返還債務の額
	5 年	残りの返還債務の全額
3 年	3年未満	0 円
	3 年	$2/5 \times$ 残りの返還債務の額
	4 年	$8/15 \times$ 残りの返還債務の額
	5 年	$2/3 \times$ 残りの返還債務の額
	6 年	$4/5 \times$ 残りの返還債務の額
	7 年	$14/15 \times$ 残りの返還債務の額
	7年6ヵ月	残りの返還債務の全額

* 返還債務の額＝貸与額

$$\text{免除額} = \frac{A}{B \times 5/2} \times C$$

A：通算した就業期間

B：貸与期間（2年に満たないものは2年とする）

C：履行期の到来していない返還債務の額

(例) 徳島花子は〇〇看護学校で3年間貸与を受けたとすると、通算で3年間働けば残りの返還債務の額の $2/5$ が免除になります。

通算で7年6ヵ月働けば、残りの返還債務の額は全額免除になります。